彦根市と学校法人吉田学園との
専門職大学設置に関する協定書

彦根市（以下「甲」という。）と学校法人吉田学園（以下「乙」という。）は、令和５年３月22日に締結した基本合意書に基づき、専門職大学の設置に向け連携し取組をすすめてきた。これまでの経過を踏まえ、次のとおり確認し、専門職大学設置に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、映画・アニメ産業に従事する人材の育成および映画・アニメ産業による地域活性化、地方創生を実現するため、甲および乙が相互に連携および協力し、彦根市に専門職大学を設置することを目的とする。

（設置場所）

第２条　専門職大学の設置場所は、彦根市駅東町１番１他２筆の市有地を基本とする。

（連携事項）

第３条　甲および乙は、第１条の目的を達成するため、次の事項について連携協力しながら進めるものとする。

(1)　文部科学省への認可申請に関する手続きに関すること。

(2)　設置場所の賃借等に関する手続きに関すること。

(3)　その他、甲および乙が協議の上、この協定の目的達成に資すると認めること。

2　甲および乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な連携内容等については、甲乙合意の上、決定する。

（機密の保持）

第４条　甲および乙は、この協定に基づく取組の検討および実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に漏らしてはならず、この協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。

2　前項に定める義務は、この協定の終了後も存続するものとする。

（協定内容の変更および解除）

第５条　甲または乙のいずれかが、協定内容の変更または解除を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更または解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第６条　この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年６月12日

甲　滋賀県彦根市元町４番２号

彦根市

彦根市長　和田裕行　印

乙　大阪府大阪市淀川区西中島3-12-19

学校法人　吉田学園

理事長　吉田敬　印